

企業のチカラを、まちのチカラに

# 企業版ふるさと納税で にしあいづを応援してください



制度改正により、  
実質的な企業負担はこ  
れまでの約4割から  
**約1割**  
まで圧縮されます

西会津町の様々な  
施策に対するの  
**寄附**  
を受け付けています

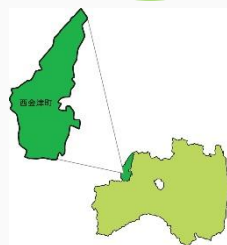
寄附額の下限は  
**10万円**  
と少額寄附にも対応

未来を編む。幸せひろがる  
日本の田舎、西会津町。



福島県西会津町

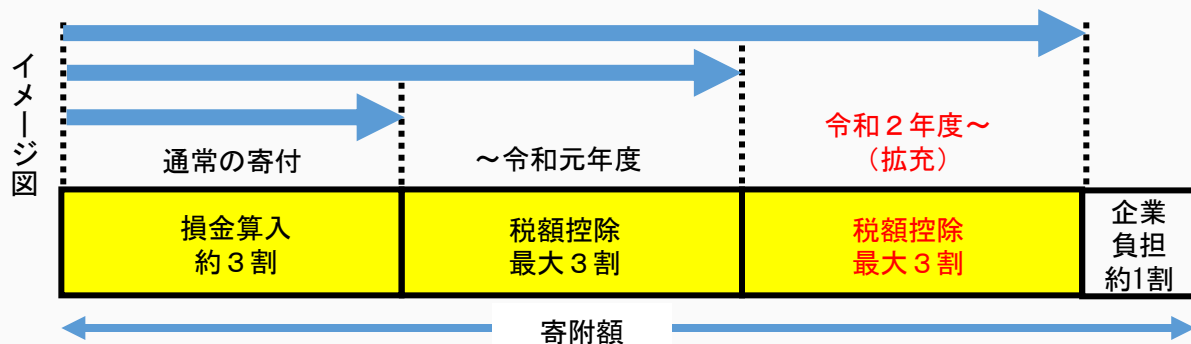
FUKUSHIMA NISHIAIZU TOWN



## 企業版ふるさと納税とは

企業版ふるさと納税は、地方公共団体の地方創生の取組みに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、令和2年度より大幅な制度見直しが行われ、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとなりました。



(例) 1,000万円寄附すると、最大900万円の法人関係税(法人住民税、法人税、法人事業税)が軽減  
※令和2年4月1日以後に開始する法人の事業年度から適用

## 寄附対象事業

西会津町が取り組む様々な施策に対しての寄附を受け付けています。詳しくはお問い合わせ下さい。

まちづくりの方向性(4本柱)

### 共育の架け橋、明日へのまちづくり

【施策の分野】子育て・教育・生涯学習  
スポーツ・歴史文化芸術

### 地域資源を誇り・繋ぎ・育てる まちづくり

【施策の分野】農林業・商工業・観光交流  
移住定住

### 健康で生涯いきいきと暮らせる 多様性のまちづくり

【施策の分野】健康・医療・高齢者福祉  
社会福祉・コミュニティ

### 暮らしを守り、明日を彩るまちづくり

【施策の分野】雪対策・生活・交通インフラ  
情報通信・消防防災・安全対策  
自然環境保全

## 手続きの流れ

- ①寄附の申し出 西会津町の施策に応援いただける場合は「寄附申出書」に必要事項をご記入いただき、町に提出してください。
- ②納入通知書の送付・寄附の払い込み 西会津町から納入通知書を送付させていただきますので、寄附金の払い込みをお願いします。(事業の進捗により詳細な時期は改めてご連絡いたします。)
- ③寄附受領証の送付 寄附の払い込みを確認次第、「寄附受領証」を送付いたしますので、法人関係税の申告手続きの際にご利用ください。

## 留意事項

- 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として、経済的な利益を受け取ることは禁止されています。  
例) ×寄附の見返りとして補助金を交付すること ×他の法人よりも低い金利で貸付金を貸し付けること  
×入札及び許認可において便宜の供与を行うこと ×合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲与すること
- 本社が西会津町内に所在する企業様の寄附については、本制度の対象となりません。

## 問合せ先

西会津町役場 企画情報課

TEL : 0241-45-4536 FAX : 0241-45-2241 E-mail : kikaku@town.nishiaizu.fukushima.jp